

交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について～

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に交換用マフラーを備える場合、新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入する等の改正を行います。

1. 背景

本日、「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年環境庁告示第 53 号）が改正され、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の四輪自動車等の近接排気騒音について、車種毎に上限値を定めた絶対値規制に代え、使用過程時において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入することとなりました。

これに対応するため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）について改正を行います。

2. 改正概要

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値^{※1}を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないこと^{※2}を確認する相対値規制を適用します。また、これに伴い、近接排気騒音の測定方法について所要の改正を行います。

なお、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の二輪自動車等については、昨年 12 月に同様の改正を行っております。

※1 車種毎に定められた一定の値

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 超） | : 94dB |
| ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 以下） | : 93dB |
| ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 以下） | : 92dB |
| ・乗用車（車両後部にエンジンを有するもの） | : 95dB |
| ・乗用車（車両後部にエンジンを有するもの以外のもの） | : 91dB |

※2 新車時の近接排気騒音（車検証等に記載）に 5 dB を加えた値以下であること。

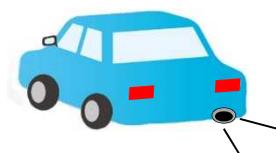
例：乗用車（車両後部にエンジンを有するもの以外のもの）

新車時の近接排気騒音：92dB (>91dB)

規制値：92+5 = 97dB



交換用マフラーを装着



3. スケジュール

公布・施行：11月30日（本日）

問い合わせ先

自動車局 環境政策課：河野、副島

電話：03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8604（直通） FAX:03-5253-1636